

さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業 公募要領

さいたま市（以下「本市」という。）では、さいたま市立病院を訪れる者（以下「来院者」という。）への情報発信のため、施設の一部を有償で借り受け、広告付きデジタルサイネージ及び周辺地図案内板を設置し、維持管理を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定します。

希望される方は、この公募要領及び別紙をよく読み、次の各事項を理解、了承したうえで申込みをしてください。

1 施設の概要

(1) 名称

さいたま市立病院

(2) 所在地

さいたま市緑区大字三室2460番地

(3) 来院者数等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ外来患者数／年	261,112人	265,824人	260,977人
延べ入院患者数／年	172,133人	182,467人	190,219人

2 事業概要

(1) 事業名

さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業

(2) 事業内容

別紙1「さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

なお、契約における仕様書には企画提案内容を含むものとします。

(3) 貸付場所及び面積

別紙2「さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）を参照してください。

3 貸付の条件

(1) 契約形態

本市との間で、市有財産貸付契約を締結します。

(2) 貸付期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（期間5年間、更新なし。）

(3) 貸付料

最低貸付料は、月額9,000円（税抜）とし、事業者が提案した貸付料に消費税額を加算し、貸付期間の月数で乗じた金額を貸付料とする。

(4) 契約保証金

契約保証金として貸付料の100分の10以上を貸付期間開始までに、本市が指定する方法により納付していただきます。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除とします。

なお、納付した契約保証金は、契約期間満了後、その他、本市にお支払いいただく債務をすべて完済し、当該施設を原状回復して返還いただいた日より以後に、利息を付さず返還します。

(5) 施設使用の制限

- ア 関係法令等の制限内及び別紙1「仕様書」、別紙2「特記仕様書」のとおりの利用とします。
- イ 当該施設を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。
- ウ 事業者は賃貸借契約による権利義務及び保証金返還請求権等を第三者に譲渡、継承あるいは担保に供することはできません。
また、貸付物件を第三者に貸すことや使用させることはできません。
- エ 使用目的に関係しない設備の設置や工作物の築造は認めません。
- オ 使用目的となる事業・営業等の資格、許可については、関係法令に基づき諸官庁への届出、手続き等を自らの負担において行ってください。
- カ 契約期間満了もしくは契約解除時には、原状回復が原則となり、その費用は事業者の負担となります。
- キ 貸付物件の使用面積に応じた光熱水費等の費用は、事業者の負担となります。

4 参加資格

参加申込みをすることができる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者となります。

- (1) 令和7・8年度さいたま市入札参加資格者名簿（営業品目（大分類）：80 催物等）に搭載されている者
- (2) 令和5年4月1日以降に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたりて締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
- (3) 直近2か年において法人税並びに法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合）を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (5) 本件告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこ

と。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。
- (8) 共同事業体等の複数の事業者が共同で参加をする場合は、(1)から(7)までの要件を全ての構成員が満たすこと。

5 公募要領等の交付

(1) 配布期間

令和 8 年 2 月 6 日から令和 8 年 3 月 12 日まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。）

(2) 配布場所

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室 2460 番地 さいたま市立病院 本館 3 階

担当 病院施設管理課 管理・防災係

電話 048-873-4248

または、さいたま市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p127654.html>

6 現場説明会

実施しません。

7 質問の受付及び回答

本件に関する質問がある場合には、以下により行うものとします。

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 6 日から令和 8 年 2 月 20 日まで（休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。）

(2) 受付方法

ア 質問書（様式第 3 号）を電子メール（hsp-shisetsu-kanri@city.saitama.lg.jp）で提出してください。

イ 電子メールの件名は「デジタルサイネージ質問」とし、メール送信後、速やかに電話（048-873-4248）で到達確認をしてください。

ウ 電話、口頭等の上記以外での方法による質問は受け付けません。

(3) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和 8 年 3 月 2 日 午後 4 時を目途に、5(2)に記載のさいたま市ホームページ上に掲載します。

なお、質問者の名称は非公開とします。

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出し参加資格の審査を受けて

ください。

なお、提出書類について、説明を求める場合があります。

(1) 提出書類

以下の書類を各1部提出してください。ただし、共同事業体で参加する場合は、以下のうち
ウ及びオについては、構成企業すべての分を提出してください。

ア 参加意思表明書兼資格確認審査申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 4(2)の実績が確認できる書類（契約書等）

オ 4(3)が確認できる書類（発行から3ヶ月以内のもの）

カ 共同事業体等の複数の事業者が共同で参加する場合は、構成事業者の役割分担がわかる書
類

(2) 提出期間

令和8年2月6日から令和8年3月12日まで

（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

5(2)と同じ。

(4) 提出方法

持参。ただし、明らかに参加資格を満たしていないと認められるときは受理しません。

9 参加資格確認結果通知書の交付

参加資格確認後、結果を申請者に交付します。

参加資格を満たしていると認められた者には、企画提案書の提出要請をあわせて行います。

(1) 交付予定日

令和8年3月23日

(2) 交付方法

直接交付（事前に5(2)に連絡の上、受け取りに来てください。）

10 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、別紙3「さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業企画提案書作成要領」に沿って作成した書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

別紙3「さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業企画提案書作成要領」を
参照してください。

(2) 提出期間

令和8年3月23日から令和8年4月8日まで

（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

5(2)と同じ。

- (4) 提出方法
持参
- (5) その他
 - ア 企画提案書の知的財産権は、参加者が有します。
 - イ 参加者は、企画提案書が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを本市に對して保証してください。
 - ウ 参加者は、企画提案書が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じてください。
 - エ 書類提出後の変更、差替え又は再提出は原則として認めません。
 - オ 提出された企画提案書等は返却しません。
 - カ 企画提案書の内容に関し、本市から事業者に質問又は確認書類の提出を求める場合があります。
 - キ 企画提案書の作成等に係る費用は、すべて事業者の負担となります。

1.1 プレゼンテーション審査

企画提案書を補完するため、プレゼンテーション審査（以下「審査」という。）を実施しますので、企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

なお、審査を辞退する場合は、実施前日までに辞退届（様式第4号）を提出してください。その場合は本件に関する参加資格を失います。

- (1) 実施日時及び場所
令和8年4月24日
時間及び場所の詳細は、参加資格確認結果通知書に記載します。
- (2) 参加人数
2名以内とします。
- (3) プレゼンテーション時間
1提案者あたり、説明時間15分以内、質疑応答時間10分の計25分以内とします。
- (4) 説明方法等
 - ア 提出した企画提案書等を基に、特に強調したい項目や補足が必要な項目を中心にプレゼンテーションを行ってください。
なお、企画提案書等に記載のない新たな提案は認めません。
 - イ プロジェクター（HDMIケーブルを含む。）及びスクリーンは本市が準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等。）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。
 - ウ プrezentationでは、企業名を伏せて説明を行ってください。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。
- (5) その他
 - ア 審査は非公開とします。（録音録画等も禁じます。）
 - イ 審査の順番は、企画提案書の受付順とします。

ウ 審査開始時間の10分前までに、実施場所に到着してください。

エ 特別の事情なく審査開始時間までに実施場所に到着しなかった者は、失格となります。

1.2 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

ア 病院職員で組織した「さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業事業者選定委員会」において、別紙4「さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業企画提案書評価基準」に基づき評価をし、各委員の評価点の合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

イ 最優秀提案者を選定した後、当該事業者との協議が不調となった場合等により、事業者から辞退の申し出があった場合は、次に評価点の合計が高い提案を行った者を最優秀提案者とします。

ウ ア、イ共に、評価点の合計が配点合計の6割に満たない場合は、最優秀提案者として選定しません。

(2) 結果の通知

審査を受けた者すべてに、令和8年5月1日（予定）に書面で通知する。

1.3 契約の締結

選定した最優秀提案者と本市の協議により本業務に係る仕様を確定させた上で見積もり合わせを実施し、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号による随意契約を締結します。仕様書の確定は、提案された内容が基本となります。採用となった提案について、必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結する場合があります。

1.4 企画提案の辞退

参加申込関係書類の提出後、本業務の企画提案への参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式第4号）を提出してください。

また、企画提案書等の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも、同様とします。

1.5 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 「4 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案額が3(3)に記載されている最低貸付料を下回る場合
- (5) 審査に参加しなかった場合
- (6) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合
- (7) 2以上の企画提案書を提出した場合